交通安全だより

No. 237　2020. 9
発行
公益財団法人 新潟県交通安全協会
（新潟県交通安全活動推進センター）
新潟市中央区新光町5番地4 TEL(025) 285-3755
E-mail:koutuan@oregano.ocn.ne.jp

令和２年 秋の全国交通安全運動の実施

運動の目的

この運動は、夕暮れの早まりと秋の行楽期が重なる時期に交通事故が多発することから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

令和２年上半期の交通死亡事故の特徴

○高齢者の死者は、全死者に占める割合が高い。
22人（前年比-1人）全死者に占める構成率68.8%（前年比+4.9P）
・四輪車乗車中 11人（前年比+1人）　・歩行中　10人（前年比-1人）
・自転車乗用中　1人（前年比-1人）
○四輪車乗車中の死者の割合が高い。
14人（前年比-1人）全死者に占める構成率43.8%（前年比+2.1P）
・シートベルト着用者７／14人　着用率50.0%（前年比+10P）
○歩行中の死者は減少したが、高齢者の横断中が多い。
12人（前年比-4人）全死者に占める構成率37.5%（前年比-6.9P）
・横断中10人（前年比同数）は、すべて高齢者

運動期間

９月21日(月)～９月30日(水)までの10日間
＊交通事故死ゼロを目指す日　９月30日(水)

運動の重点

○ 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
～横断歩道での歩行者優先（新潟県重点）～
○ 高齢運転者等の安全運転の励行
○ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

運動スローガン

あおらない
優しい気持ちで　走る秋

関東連名表彰（受賞おめでとうございます）

令和２年度の関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会長連名の表彰式は、当初５月15日(金)、さいたま市内のロイヤルパインズホテルで行われる予定でありましたが、諸般の事情により中止となりました。
交通安全功労者には表彰状、配偶者には感謝状が贈呈されました。

◎交通安全功労者（敬称略）

八幡進二（江南地区安協）
白井昭夫（秋葉区安協）
吉田信一（新潟南区安協）
岡　勝治（加茂地区安協）
眞貝定夫（見附地区安協）
杉本徳則（栃尾安協）
須藤兄一（南魚沼安協）
青山藏吉（上越安協）
能勢山俊雄（阿賀野市安協）
梨本正雄（三条市安協）
山本代蔵（西蒲地区安協）
井上正次（加茂地区安協）
山谷一郎（栃尾安協）
清塚正広（魚沼市安協）
村山和宏（十日町地区安協）
後藤幸洋（糸魚川地区安協）

◎優良交通安全協会

公益財団法人南魚沼交通安全協会　公益財団法人長岡地区交通安全協会
一般財団法人秋葉区交通安全協会

◎交通安全協会優良職員

布施裕子（上越安協）　木藤美雪（上越安協）
坂上ゆみ子（新潟西安協）

新潟県内の飲酒運転事故根絶「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう

自動車で仲間と飲食店などに飲みに行く際に、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動のことです。

「あおり運転」に厳罰　令和2年6月30日施行

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

❶ 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**（※10類型の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点　免許取消し（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

❷ 妨害運転（著しい交通の危険）

❶の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点　免許取消し（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反　妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反

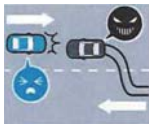
通行区分違反

❶右側通行など
〈通行区分違反〉

急ブレーキ禁止違反

❷不必要な急ブレーキ
〈急ブレーキ禁止違反〉

車間距離不保持

❸前車への異常接近
〈車間距離不保持〉

進路変更禁止違反

❹危険な進路変更
〈進路変更禁止違反〉

追越し違反

❺左側からの追越しなど
〈追越し違反〉

減光等義務違反

❻夜間、前照灯（ヘッドライト）を上向き（ハイビーム）にした状態で、他車と行き違ったり、他車の直後を進行する
〈減光等義務違反〉

警音器使用制限違反

❼クラクションの乱用
〈警音器使用制限違反〉

安全運転義務違反

❽幅寄せなど
〈安全運転義務違反〉

最低速度違反（高速自動車国道）

❾高速自動車国道で最低速度に達しない速度で走行する
〈最低速度違反〉

※最低速度
道路標識で指定されていないときは時速50キロ、道路標識で指定されているときはその速度。

高速自動車国道等駐停車違反

❿高速自動車国道等（高速自動車国道・自動車専用道路）で停車や駐車をする
〈駐停車禁止場所等違反〉

「あおり運転」行為を受けた場合の対処法

- 近くの安全な場所に退避するとともに、車外に出ることなく直ちに110番通報しましょう。
- 同乗者がいる場合は、ナンバープレート等の記録や110番通報してもらいましょう。
- ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用しましょう。

▪出典：「令和2年改正道路交通法リーフレットB」（警察庁）を加工して作成
https://www.npa.go.jp

高齢者交通事故防止運動

実施期間

10月１日（木）～10月31日（土）

スローガン

ひろげよう　長寿社会へ　無事故の輪

運動の目的

この運動は、高齢化社会の進展に伴い、高齢者が被害者となる交通事故が多発するとともに、高齢運転者による事故も、更に増加することが懸念されることから、これらの事故が多発するこの時期に、本運動を展開し、高齢者の交通事故防止を図ることを目的に実施します。

運動の重点

① 高齢運転者の交通事故防止
② 道路横断時の安全確認と夜光反射材の積極的な活用
③ 早めのライト点灯とこまめな切替え

いきいきクラブ・チャレンジ100

令和２年９月23日（水）～12月31日（木）までの１００日間実施されます。

有償あっせん物品の紹介（夜光反射材）

・三角ホルダー　２４０円　・キラキラホルダー　２７０円　・反射リストバンド　２００円
等交通事故防止に有効なものを各種取り揃えております。

チャイルドシートを無料でお貸しします

交通安全協会会員の皆様にチャイルドシート（乳児用、幼児用、ジュニア用、乳幼児兼用型）の無料貸出しを行っています。

受け渡しは、運転免許センター
・新潟支所　ＴＥＬ０２５－２５６－１２７７　・長岡支所　ＴＥＬ０２５８－２２－１３２５

貸出期間は各支所とも、原則２週間となります。
※台数に限りがありますので、貸出中の場合はご了承ください。
※返却時には、クリーニング代として実費（900円程度）をいただきます。
※一部の地区交通安全協会におきましても貸出しを行っております。
　詳細はお住まいの地区交通安全協会へお問い合わせ下さい。

交通安全教育用資機材の無料貸出し

交通安全教育用ビデオ・ＤＶＤ（企業・高齢者・子ども・歩行者・自転車向け等）、シートベルト体験装置、動体視力計、認知・判断行動、飲酒運転動作低下等の俊敏性測定装置、自転車シミュレータ等を無料で貸出しております。
申し込みは新潟県交通安全協会へ（ＴＥＬ０２５－２８５－３７５５）

2021年版交通安全カレンダーの有償斡旋のご案内

当協会では、本年も「みんなが主役　交通安全」をテーマに皆さんからご応募いただいた交通安全標語、交通安全広報写真入選作品を掲載したカレンダーを作成します。
このカレンダーに商標、企業名、団体名、所在地、電話番号などを入れて交通安全にご協賛いただきイメージアップに役立ててみてはいかがでしょうか。

●サイズ　210×590mm
（名入れ部210×40mm）

●価　格
（消費税込み）
名入れ部分１色刷（黒）　220円
名入れ部分２色刷（黒・赤）270円
（名入れは、100冊以上からお受けいたします。）

●お申込み日・お届け日
お申し込み締切日　10月７日（水）
お届け予定日　11月11日（水）

●お申し込み先
〒950-0965 新潟市中央区新光町5番地4
（公財）新潟県交通安全協会
TEL025-285-3755　FAX025-285-1185

●写真は２０２１年版の見本です。

《交通事故相談》

交通事故の被害者救済、保険請求、損害賠償請求、示談の経済的被害等の回復に関して、経験豊富な相談員が交通事故のために無料で相談に応じています。

交通事故相談受付時間　平日の午前９時から午後５時
交通事故相談室～新潟市中央区新光町５番地４
新潟県交通安全活動推進センター
（新潟県交通安全協会内）
電話　025-285-3755

令和元年度新潟県交通安全協会収支状況　単位：円

項目 ＼ 区分		収益	費用	差引
経常増減の部	公益目的事業会計	307, 145, 277	350, 364, 643	△ 43, 219, 366
	収益事業等会計	184, 227, 318	116, 520, 660	67, 706, 658
	法人会計	395, 592	9, 908, 218	△ 9, 512, 626
経常外増減の部		0	195, 743	△ 195, 743
税引前当期一般正味財産増減額（経常増減の部及び経常外増減の部の差引合計）A				14, 778, 923
法人税、住民税、事業税　B				8, 210, 700
当期一般正味財産増減額　C（A－B）				6, 568, 223
一般正味財産期首残高　D				626, 347, 278
一般正味財産期末残高　E（D＋C）				632, 915, 501

注　「収入証紙の売りさばき収益」及び「収入証紙買受費」については、同額のため「公益目的事業会計」及び「収益事業等会計」の収益及び費用から除いた。

知っていますか？ TSマーク

もしもの時の１億円

ＴＳマークを貼った自転車なら安心の保険がついています。このマークのある自転車安全整備店にお問い合わせ下さい。

・賠償責任補償（限度額１億円）
・傷害補償
　死亡・重度後遺障害　一律100万円
　入院加療15日以上の傷害　一律　10万円
・被害者見舞金
　入院加療15日以上の傷害　一律　10万円

～交通安全協会からのお願い～

交通安全協会では、悲惨な交通事故をなくすために、さまざまな活動を行っており、その一端をご紹介致します。

●各季の交通事故防止運動の実施　●交通安全の広報、啓発活動　●各種交通安全教室の開催
●優良運転者の表彰　●各種交通安全資器材の無料貸出し　●その他（各種地域の交通安全活動）

このような交通安全協会の活動は、皆様の会費によって支えられております。是非とも、ご理解いただき交通安全協会にご入会いただきますようお願い申し上げます。

ご入会の申し込みは、運転免許センター内の交通安全協会及び地区交通安全協会で（会費は、新規取得の方は1,000円、有効期限が３～４年の方は1,500円、５年の方は2,000円）受け付けております。

園児に対する横断指導

交通安全子ども自転車県大会の実施

秋の交通安全運動に向けての街頭指導所

新入学児童の登下校見守り活動

子供自転車教室を開催

事故無し（梨）作戦

交通指導所の実施

島内交通安全祈願祭

FMラジオを活用した安全広報

県外安協との合同交通指導所

交通安全を願いチューリップ花文字看板製作

東蒲原郡安協との合同指導所の開設

交通安全　七夕作戦

秋の交通安全運動　街頭指導

新入学児童への「無事カエルお守り」贈呈式

保育園児みんなで交通安全

園児の交通安全教室

高齢者に対する事故防止広報

大型店で交通事故防止広報

夏の交通事故防止運動・街頭広報へいざ出陣

見附まつりでの広報活動

安全運転♡　お願いします

街頭指導所の実施

春の全国交通安全運動初日の街頭指導

夏の交通事故防止運動スタート

市内一斉登校時街頭指導

交通安全キャンペーンの開催

ながら運転厳罰

節分幼児交通安全教室

女性部、真っ白な割っぽう着で交通安全を呼掛ける

新井支部交通指導所

安全運転お願いします。